

第5回教育委員会次第

平成26年5月23日(金)
午後4時00分～庁議室

1 開 会

2 会議録の承認

3 教育長報告について

4 報 告

報告第5号 区域外就学の承認について

報告第6号 平成25年度大町市一般会計補正予算(第8号)について

報告(号外) 小規模特認校制度の導入について

5 議 事

議案第23号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について

議案第24号 大町市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第25号 大町市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第26号 大町市通級指導教室実施要綱の制定について

議案第27号 大町市社会教育委員の委嘱について

6 協議事項

7 連絡事項

(1) 当面する日程について

(2) 次回以降の定例教育委員会の日程

8 閉 会

第5回 教育委員会 会議録

開催日時 平成26年5月23日（金） 午後4時00分

開催場所 大町市役所 庁議室

出席委員 藤井委員長 川上職務代理者 布施委員 黒田委員

説明者 荒井教育長 橋井教育次長 勝野学校教育課長 沢口生涯学習課長
宮野山岳博物館長 高橋学校教育指導主事 中沢学校教育指導主事
竹内庶務係長

司会者 藤井委員長

藤井委員長 開会宣言 午後4時00分

第4回教育委員会を開催する。

第3回定例会の会議録については、承認いただけるか。

全委員 承認

藤井委員長 教育長の報告をお願いする。

荒井教育長 1 諸会議報告 資料に基づき報告。

藤井委員長 教育長から報告があったが、質問、意見があつたらお出しitいただきたい。
質疑がなければ次に、報告事項に入る。報告第5号区域外就学の承認について審議する。事務局からの説明を求める。

勝野課長 資料に基づき説明。

藤井委員長 質疑があればお出しitいただきたい。質疑がないようなので、承認することとしてよろしいか。

全委員 よし。

藤井委員長 それでは、本日付けで承認する。次に報告第6号平成25年度一般会計補正予算第8号について審議する。事務局からの説明を求める。

橋井次長 資料に基づき説明。

藤井委員長 前年度の予算について、出納閉鎖期の時期を向えるにあたり数値の整理を行うとともに、確定した財源を補正するものであるとの説明である。

全委員 質問、意見はないか。ないようであるが、承認することとしてよろしいか。
よし。

藤井委員長 それでは、次に小規模特認校制度の導入について報告を受ける。事務局に説明を求める。

勝野課長 前回の定例教育委員会において、大町市立・小中学校小規模特認校制度に関する要綱の制定について議決いただいたが、制度運用に際し各校と調整した具体的な内容について説明をさせていただく。

本制度は、特定の学校について全市域からの通学を教育委員会が認める制度であり、これを導入する目的は、少人数の特色を活かし、一人ひとりの個性に応じた細やかな教育を実践するとともに野外体験などを通じて生きる力

を身に付けさせ、複式学級の解消など小さな規模の学校の活性化図るため実施するものである。

対象とする学校は、八坂小学校、八坂中学校、美麻小中学校である。

入学、転学については、3点条件を付している。一つは、保護者は当該校の教育方針等を理解しPTAなどの活動に積極的に協力すること。2つ目は、通学は保護者の責任と負担において行うこと。もう1点は、原則1年間以上当該校に通学することである。

受入学年及び人数は、毎年学校の施設面や学習指導の面から、在籍する児童生徒数を考慮し決定するものとするが、平成27年度については八坂小学校では1年生から6年生まで各学年若干名、八坂中学校では1年生と2年生とも若干名。美麻小中学校では1年生から8年生まで各学年若干名を募集することとしたい。

今後の予定であるが、募集期間は7月から10月とし、早期に募集要項やパンフレットを作成し、市の広報も利用しながら周知を図ってまいりたい。

また、学校見学会も開催するとともに、希望する保護者には学校長による面接も行いたいと考える。

この他、特認校制度を実施する各校の児童生徒募集骨子案を資料にお示ししたのでご覧いただきたい。

説明が終わった。質問や意見があつたらお出しいただきたい。

新聞等で、美麻コミュニティースクール推進委員会及び八坂地区義務教育に関する懇話会での内容が複数回報道されたが、その記事により、特認校について関心を寄せている保護者が既に何人もいると聞いていている。

実際にどのくらい募集がありそうか。また、市外からの応募にはどのように対応するのか。

応募者数の予想は難しく、見通せないところである。しかし、県内の他地区で小規模特認校制度を実施した例によると、応募が集中して対応に苦慮したという話は聞いていない。

市外からの希望者については、この特認校制度の適用外であり、区域外就学の扱いとなり、特別な事情がない限り入学できないものである。

他に質疑はないか、ないようであるので次に議事に入る。議案第23号県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について議題とする。

説明を求める。

県教育委員会と市町村教育委員会は例年、全県的な視野に立って教育行政の適切かつ円滑な運営を図るために、教職員の任命その他の進退等に関して、覚書を取り交わしているところである。

内容で、大きく変わった点はないが、私が委員として出席している、県費負担教職員人事のあり方研究委員会での検討事項に基づき、改定された部分がある。例えば、新たな項目として校長教頭の異動任用については「学校規模や在任期間に取らわれることなく行う。ただし校長については1校での勤

務が長期化するよう努める。」を加えた。

藤井委員長

質疑はないか。一般の教職員の人事異動については、校長会で原案を作成し県教委が調整した後、結果を市町村教委が県教委に内申する形をとっている。この方法は、長野県独自の方法であると聞いている。

県内では地域により教職員数に大きな偏りがあり、教職員数が少ない地域では、県教委が示す人事異動方針の運用が困難になってきている状況にある。

委員各位にあっては、お手元の資料にある県教委からの義務教育関係諸学校教育職員等人事異動方針や山間地における教育強化のための教育職員等人事対策指針をよくお読みいただき、人事のしくみがどのようにになっているのか、再度確認をお願いしたい。

質疑等がないようなので、ここで議案第23号を採決する。本議案を議決することに異議はないか。

全委員

なし。

藤井委員長

それでは、議案第23号は本日付け議決する。

次の議案の、議案第24号大町市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱の制定について及び、議題第25号大町市特別教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定については関連があるので一括して取り扱うこととする。事務局から説明を求める。

勝野課長

資料に基づき説明。

藤井委員長

質疑はないか。

これらの議案は、新入学生徒学用品費について、一般の学校であれば中学入学時に給付対象となっていたものであるが、美麻小中学校で今年度から小中一貫教育を取り組むにあたり、制服やその他学用品が5年生で必要になる事から、所要の改正を行うものである。

質問、意見がないようである。それでは、それでは、議案第24号及び議案第25号を一括して採決したい。本議案を議決することに異議はないか。

全委員

なし。

藤井委員長

それでは、議案第24号及び議案第25号は本日付け議決する。次に議案第26号大町市通級指導教室実施要綱の制定について議題とする。

事務局から説明を求める。

勝野課長

資料に基づき説明。

布施委員

通級希望者が多かった場合はどういうに整理するのか。

荒井教育長

ニーズの把握と対象者の絞り込みについては、保護者や担任の希望意見を把握した後、校内就学検討委員会による検討を行い、児童の観察や保護者との懇談を経て一定の見通しを立ててから就学相談委員会で通級の可否を判断する手順となっている。

他の町村からの通級についても原則同様な手続きを経て、児童の居住する町村の教育委員会からの依頼を受けて通級の判断をすることとなる。

中沢指導主事

この通級指導教室は「まなびの教室」と称するが、ここでの学習時間は週

に1時間から8時間と定められている。仮に週4日、1回2時間の通級とすると、移動の時間を含め1回あたり3時間程度、本来の学校で受けるはずの授業が受けられることとなるので、通級が真に効果的で必要なものか慎重な判断が必要となる。

まなびの教室の指導員は1名であり、指導は、個別指導が基本である。場合によっては数人を対象にSSTを実施することも考えられるが、効果的な学習や指導が期待できなくなることのないよう努めたい。

なお、市の子育て支援課が実施する児童発達支援事業の利用者については、基本的に通級教室の利用はできない方向で調整したいと考えている。これは、どちらか一方での一貫した指導方針に基づいた支援が望ましいからであり、複数の支援を受けても、かえって児童が混乱してしまう場合があり得るからである。

川上委員

この「まなびの教室」は、それぞれの学校にある特別支援教室に通う児童も通級の対象となり、その児童に合った教育環境の選択肢が増えたと言うことなのか。

勝野課長

既に特別支援教室に在籍する児童は対象外としている。この通級指導教室は、通常の学級に在籍している児童のうち学級での学習に概ね参加ができるが一部特別な支援を必要とし、発達障害等があったり、または疑われる児童を対象にするものである。

藤井委員長

他に質疑はないか。ないようであるので採決する。議案第26号を議決することに異議はないか。

全委員

なし。

藤井委員長

それでは、議案第26号及は本日付け議決する。次に議案第27号社会教育委員の委嘱について議題とする。

事務局から説明を求める。

沢口課長

資料に基づき説明。

藤井委員長

質疑はないか。ないようである。ここで、議案第27号を採決する。本議案を議決することに異議はないか。

全委員

なし。

藤井委員長

それでは、議案第27号は本日付け議決する。予定されていた議事は終了した。次に協議する事項はないか。

竹内係長

事務局から提案するものは特にない。

藤井委員長

委員のみんなさんからはどうか。

全委員

なし。

藤井委員長

それでは、次に、当面する日程について事務局から説明を求める。

竹内係長

資料により当面する日程について説明。

藤井委員長

よろしいか。

全委員

よし。

藤井委員長

次に、次回以降の教育委員会の日程について、提案を求める。

- 竹内庶務係長 前回の教育委員会でお決めいただいたとおり、6月の定例会については、
6月20日午後1時30分から庁議室において開催したい。
- 藤井委員長 7月の定例会については開催候補日を24日または28日の午後からとして提案するのでお決めいただきたい。
- 川上委員 提案があったがいかがか。
- 藤井委員長 7月24日の夕方からの開催をお願いしたい。
- 全委員 みんなといかがか、次回の定例会は7月24日午後4時から開催としてよろしいか。
- 全委員 よし。
- 藤井委員長 全体を通じ、何かあるか。
- 全委員 なし
- 全委員 以上をもって、第5回定例会を閉会したいが、よろしいか。
- 藤井委員長 よし
- 閉会宣言 午後5時15分
- 以上をもって第5回定例教育委員会を閉会とする。